



監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う
第 72 回国民体育大会・第 73 回国民体育大会冬季大会における取扱いについて

2017 年 4 月 13 日

■公認スポーツ指導者資格を保有する者

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※平成 29 年(2017 年)4 月 1 日(冬季大会は平成 29 年(2017 年)10 月 1 日)時点で公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が平成 30 年(2018 年)3 月 31 日以降であること。

■公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

■参加可否一覧

【第 72 回本大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	平成 30 年 3 月 31 日以降 (2018 年)	○
		平成 29 年 9 月 30 日 (2017 年)	○※
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
平成 29 年(2017 年) 10 月 1 日付認定予定者		—	×
※平成 29 年(2017 年)10 月 1 日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。 (所定の期限までに更新登録手続きを行わなかった場合は、参加不可)。			

【第 73 回冬季大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	平成 30 年 3 月 31 日以降 (2018 年)	○
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日付認定予定者		—	×